

平成 30 年度  
優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会  
報告書

優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会



## はじめに

優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性等の点において通常の許可基準よりも厳格な基準に適合する優良な産業廃棄物処理業者（以下「優良認定業者」という。）に優遇措置を付与するとともに、排出事業者が優良産廃業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進する観点から、平成 22 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正時に創設された。平成 23 年 4 月の制度施行以降、優良認定制度の認定件数については、平成 30 年 6 月末までに 9,393 件（業者数としては 1,199 者）となっており、その認定数は着実に増加している。

一方、これまでの制度の運用を踏まえて、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成 29 年 2 月 中央環境審議会。以下「意見具申」という。）においては、「優良産廃処理業者認定制度の目的である産業廃棄物の適正処理の積極的な推進のため、優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実を把握するとともに、その事実を排出事業者、都道府県等間等で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の向上を図る等の必要な検討を行うべきである。加えて、優良認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報（持出先に係る情報を含む。）を含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに財務要件の見直しを行うべきである。特に、情報提供等の内容については、個社の取引情報について留意すべきとの指摘がある一方で、透明性を確保することが排出事業者から選ばれるためにも重要であるとの指摘もあり、その内容について、さらに具体的な検討を進めていく必要がある。また、認定基準の見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきである。加えて、業種等に応じた排出事業者の情報ニーズにきめ細かく対応し、排出事業者による優良産業廃棄物処理業者の優先的な選択を一層推進するため、国、産業廃棄物処理業界、事業者団体等の関係者が連携した自主的な取組として、認定要件を上回る積極的な情報公開を促進するための方策を検討するべきである。」とされた。

また、規制改革推進会議における優良認定制度の見直しの議論を踏まえ、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）において、「意見具申を踏まえ、優良認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定業者に対する優遇措置について詳細に検討する。」とされ、平成 30 年度の結論が求められているところである。

以上を踏まえ、本業務は優良認定業者の数と質の両面の向上を図るため、優良認定制度の認定基準の見直し・強化及び優良認定業者に対する優遇措置等（以下「優良認定制度の見直し等」という。）の検討に当たって必要な情報の収集・整理・分析をするとともに、必要な検討等を行うことを目的として、有識者より構成される「優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」（以下、本検討会という。）を設置し、平成 30 年 12 月から平成 31 年 1 月にかけて 3 回実施した。本報告書は本検討会の成果をとりまとめたものである。

## 目次

はじめに.....	1
優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会 委員名簿.....	3
1. 検討会における論点.....	4
1.1 優良認定制度の運用改善.....	4
1.2 認定要件の見直し.....	4
1.3 優良認定制度の活用促進.....	4
1.4 その他.....	4
2. 検討会における検討結果.....	5
2.1 優良認定制度の運用改善.....	5
2.1.1 情報共有の円滑化.....	5
2.1.2 都道府県等の事務負担の軽減.....	7
2.2 認定要件の見直し.....	8
2.2.1 個社の取引情報の公開.....	8
2.2.2 財務要件の見直し.....	10
2.3 優良認定制度の活用促進.....	11
2.3.1 処理業者等に対する優遇措置.....	11
2.4 その他.....	13
2.4.1 制度の更なる活用促進等.....	13
2.4.2 制度のあり方について.....	15
参考資料1 「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」（平成29年2月 中央環境審議会）抜粋.....	17
参考資料2 「規制改革実行計画」（平成29年6月9日閣議決定）抜粋.....	18

## 優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会 委員名簿

(敬称略、委員 五十音順)

### (座長)

北村 喜宣 上智大学法科大学院 教授

### (委員)

今金 賢司 山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課 技師  
上田 一彦 東京都環境局資源循環推進部 産業廃棄物対策課長  
奥 真美 公立大学法人首都大学東京都市環境学部 教授  
北島 隆次 TMI 総合法律事務所 弁護士  
齋藤 聡敏 秋田市環境部廃棄物対策課 主査  
長沢 伸也 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授  
山田 正人 独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター  
国際廃棄物管理技術研究室長

### (オブザーバー)

改田 耕一 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 企画部長

葛西 聡 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター  
電子マニフェストセンター長

(※第1・3回検討会は代理人による出席)

片渕 昭人 公益社団法人全国産業資源循環連合会 理事・法制度対策委員長

酒井 基博 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部 上席主幹

田邊 貞幸 一般社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物部会  
副部会長

### (事務局)

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

## 1. 検討会における論点

意見具申及び規制改革実施計画を踏まえ、本検討会における論点は以下のとおりであり、検討結果を「2.」に示す。

なお、これ以降、優良産廃処理業者認定制度は「優良認定制度」という。

### 1.1 優良認定制度の運用改善

#### (1) 情報共有の円滑化

認定要件に合致しない事態に至った事実のうち、特定不利益処分<sup>(※)</sup>に関する情報を共有すべきか（優良認定業者のみ著しく厳しい扱いとなるおそれはないか）。

#### (2) 都道府県等の事務負担の軽減

情報共有を含む円滑な事務運営のため、特に都道府県等の事務負担の軽減をいかに図っていくか。

### 1.2 認定要件の見直し

#### (1) 個社の取引情報の公開

情報公表項目として、持出先の企業名の公表を義務付けるべきか（企業の営業上不利な情報公表となるおそれはないか）。

#### (2) 財務要件の見直し

財務要件について、見直しを行うべきか。見直す場合、どの程度の基準が妥当か。

### 1.3 優良認定制度の活用促進

優良な循環産業の更なる育成に向けて、処理業者・排出事業者に対する新たな優遇措置としてどのようなものが望ましいか。

### 1.4 その他

※ 特定不利益処分：①廃棄物処理業に係る事業停止命令、②廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令、③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し、④再生利用認定の取消し、⑤広域的処理認定の取消し、⑥無害化処理認定の取消し、⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令、⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令

## 2. 検討会における検討結果

論点ごとに、本検討会における検討結果を以下に示す。

### 2.1 優良認定制度の運用改善

#### 【意見具申抜粋】

優良認定を受けた処理業者が当該認定の要件に適合しない事態に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実を把握するとともに、その事実を排出事業者、都道府県等間で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の向上を図る等の必要な検討を行うべきである。

#### 2.1.1 情報共有の円滑化

##### ①本検討会における主な議論

- 認定要件に合致しない事態に至った事実のうち、特定不利益処分<sup>(※)</sup>については、排出事業者も含め速やかに共有すべき。
- 書類の不備等の軽微な違反にまで認定要件に合致しないとして情報共有を図るのは適切とは言えないのではないか。
- 特定不利益処分を受けた処理業者の優良認定が続くことは問題。優良認定を返上するような仕組みがあつて良いのではないか。
- 特定不利益処分については、排出事業者に即時に情報共有が図られる形にしてほしい。
- エコアクション 21 などの認定状況等、他機関の保有情報について、都道府県等が個別に掘り起こして確認するのは実務上現実的ではないのではないか。
- 優良認定を随時に申請できるようにすることが必要ではないか。

##### ②見直し方針

- 優良認定を受けた処理業者が特定不利益処分を受けた場合に、都道府県等による事実確認等の上で、その事実を排出事業者を含めて共有すべき。この情報共有に当たっては、行政情報システム等の既存のシステムを必要な改善の上で有効活用すべき。
- 優良認定の申請について、引き続き許可の更新と同時に行われるものとした上

で、任意の時点で申請<sup>(※1)</sup>を可能としつつ、特定不利益処分<sup>(※2)</sup>を受けた場合には、その旨が適切に表示されるようにすべき。

※1 任意の時点で優良認定を申請する場合の認定要件のうち、「従前の許可に係る許可の有効期間（初回認定は5年間、認定更新は7年間）において特定不利益処分を受けていないこと」については、最低5年間は特定不利益処分を受けていないこととする。

※2 認定要件の基準と同様に、特定不利益処分を受けた許可以外の許可等に係る特定不利益処分も含むものとする。



## 2.1.2 都道府県等の事務負担の軽減

### ①本検討会における主な議論

- 申請手続については添付書類が多く、処理業者及び都道府県等のいずれも事務負担の大きさを課題として認識しており、改善が必要。
- アンケート結果や事務の実情を踏まえれば、都道府県等における事務負担が顕著な事務は、事業の透明性に係る基準の審査事務であり、この書類審査について、第三者機関における審査を可能とすべきではないか。
- 優良認定の性格は格付けに近いものであるが、一般的に格付けの審査は第三者機関が行うのが望ましいという考え方がある。
- ISO14001 やエコアクション21 の審査内容等他機関における審査情報や先行する認定の申請情報等を活用し、事務を合理化することも考慮すべき。
- 第三者機関へのアウトソースは、できるところから始めることが現実的な対応になるのではないか。
- 優良認定の審査費用に見合う認定のメリットを示すべき。第三者機関における一部書類審査を行う場合の費用負担に当たって、処理業者に過剰な負担がかからないよう配慮すべき。

### ②見直し方針

- 提出書類及び審査事務の合理化を行い、都道府県等及び処理業者の事務負担の軽減を図るべき。
- 第三者機関において一部の書類審査を行うことを可能とし、都道府県等及び処理業者に対して、更なる事務負担の軽減を図るべき。
  - ・ 第三者機関は、産業廃棄物の適正処理に係る活動の推進をその事業目的とする機関とすべき。
  - ・ 第三者機関における審査は、事業の透明性に係る審査事務について行う<sup>(※)</sup>こととし、処理業者は、義務ではなく、任意で利用の有無を選択できるようにすべき。
  - ・ 第三者機関は、処理業者から支持されるよう、審査を含めて利便性の高いサービスを提供するよう努めるとともに、費用の負担については、処理業者にとって過度な負担とならないよう配慮し、適正な料金を設定すべき。

※ 第三者機関の審査は、都道府県等の審査前に行い、その審査結果を証する書面をもって都道府県等の審査において事業の透明性に係る審査書類に代えることを可能とする。

## 2.2 認定要件の見直し

### 【意見具申抜粋】

優良認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報（持出先に係る情報を含む。）を含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに財務要件の見直しを行うべきである。特に、情報提供等の内容については、個社の取引情報について留意すべきとの指摘がある一方で、透明性を確保することが排出事業者から選ばれるためにも重要であるとの指摘もあり、その内容について、さらに具体的な検討を進めていく必要がある。

### 2.2.1 個社の取引情報の公開

#### ①本検討会における主な議論

- 自由競争下にある処理業者は、個社の取引情報を公表することによって不利益をこうむる場合もある。
- 中間処理は守秘義務を結ぶケースもあるので、一律に全ての情報を一般に公開するのは難しい。排出事業者にはマニフェストとして情報は提供している。
- 排出事業者責任を担保するため、処理業者の持出先は全て実名で公表することが望ましい。
- 個々の取引に関係なく二次委託先の実名を広く公開することで、自社の健全性をアピールしている処理業者もすでに存在する。
- 二次委託先は常に動いており、全ての情報を公開するのは難しいのではないかと。一方で、排出事業者責任があるというの分かる。持出先の情報の提供が可能な処理業者を峻別できるようにすることも一案ではないか。
- 持出先が優良認定を受けた処理業者であるならば、その情報公表を促すべきではないか。

#### ②見直し方針

- 情報公表項目として、個別の取引において持出先の情報が提供可能かどうかを明示させることとし、任意の情報提供を促すべき。
- 持出先の名称をホームページで公開することで自社の健全性をアピールしている処理業者も存在することから、こうした処理業者について、排出事業者が区別

して認識できるようにすべき。

- 併せて、持出先が優良認定を受けた処理業者であるならば、その情報を公表するよう促すべき。

## 2.2.2 財務要件の見直し

### ①本検討会における主な議論

- 処理業者は設備投資をするときに一時的に借入が増えるので、自己資本比率10%以上は厳しい。他の条件との選択にしても良いかと思う。
- 現行上は、許可の段階で経理的基礎を有するか否かを見ている。ここだけに固執しなくてもよいのではないか。
- 本来、大きな設備投資をするのは優良企業。特に、自己資本比率を10%以上とする基準は、設備投資を行う処理業者にとって不利になりかねない。
- 財務の安定性の観点からは、自己資本比率がマイナスになる場合は債務超過であり、倒産のリスクがきわめて高くなることから、自己資本比率に係る基準の前提として、「直前3年の全ての事業年度において自己資本比率が零以上であること」を追加すべきではないか。

### ②見直し方針

- 直前3年の全ての事業年度において、自己資本比率が10%を下回る場合には、「(営業利益) + (減価償却費) が直近1年の事業年度において零を超えること」とすべき。
- 更に、自己資本比率に係る基準の前提として「直前3年の全ての事業年度において自己資本比率が零以上であること」を追加すべき。

## 2.3 優良認定制度の活用促進

### 【意見具申抜粋】

認定基準の見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきである。

### 2.3.1 処理業者等に対する優遇措置

#### ①本検討会における主な議論

(処理業者に対する優遇措置)

- 各種基準の緩和（優良認定を受けた者の許可年数の延長、一定要件下の保管の基準の緩和、優良認定を受けた処理業者間の再委託の一部解禁及び施設更新時の環境影響評価の一部省略等）を行うべき。
- 都道府県等における環境配慮契約の実施（産業廃棄物処理における優良認定を受けた処理業者の優遇）の義務付けを行うべき。

(排出事業者に対する優遇措置)

- 優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託することで、県外廃棄物の流入規制に係る事前協議を不要とすべき。
- 優良認定を受けた処理業者に委託することで、排出事業者責任の一部が軽減されること（例えば現地確認を不要とする等）が望ましい。
- 公共工事施工後の工事成績評価において、施工業者に対して、公共工事により発生した廃棄物を優良認定業者に委託することについて評価する仕組みとすべき。
- 工事成績評価以外として、建設工事の中間検査や竣工検査（いずれも会計法に基づく）時における処理実績確認等において、優良認定業者を選択した場合、検査時の負担を減らすことなども検討してもらいたい。
- 優良認定を受けた処理業者に対する立入検査の頻度を増やし、都道府県等と処理業者が協同して処理の状況を確認していくことで、排出事業者にとっては優良認定を受けた処理業者を選定するインセンティブになる。

#### ②見直し方針

- 各種処理基準等の緩和については、産業廃棄物の適正処理の観点から、優良認定を受けた処理業者の信頼性を損なうことにならないよう精査しつつ、今後、産

業廃棄物処理制度全体の見直しに際してより具体的な検討を進めるべき。更に、これらを含めた産業廃棄物処理制度の見直しについては、優良認定を受けた処理業者に対して優先的に導入することを検討すべき。

- 環境配慮契約法に基づく産業廃棄物処理に係る契約の実施については、国及び独立行政法人等における実施をより一層図るよう努めるとともに、都道府県等に対しても、引き続きその実施を促すべき。
- 公共工事施工後の工事成績評価において、優良認定を受けた処理業者に処理を委託した施工業者を評価する仕組みについては、関係機関と連携しながら具体的な検討を積極的に進めるべき。
- 優良認定制度は、排出事業者責任を減免するものではなく、優良認定を受けた処理業者への委託に当たって、排出事業者責任の一部軽減を行うことは制度の趣旨に整合しないおそれがあるため、必要性を慎重に精査すべき。一方、都道府県等が事実上実施している事前協議を不要にする措置及びその他の優遇措置のうち、他の都道府県等における導入が望ましいものについては、環境省が積極的にその導入を促していくべき。

## 2.4 その他

### 2.4.1 制度の更なる活用促進等

#### ①本検討会における主な議論

- リサイクル率についても任意の情報公開項目とすべきだが、リサイクル率の定義を巡って様々な論点があるため、慎重に精査すべきではないか。
- エコアクション 21 の公表情報にリサイクル率等の情報もあり、活用を検討すべき。
- ガバナンスの基準を設けるべきである。現行制度では、不適正処理をしないという証明ができていないことが問題である。対応としては、不適正処理をしないために、どのようなリスクマネジメントを行っているのかということをも PR できるような制度設計が望ましい。
- （処理施設について）優れた処理技術の有無や技術者の配置の有無を要件に盛り込むべき。技術的な要件を検討する機会をつくっていただきたい。
- 要件に事業規模を追加する等、事業の大小も評価すべきではないか。
- 認定権者である都道府県等と排出事業者と処理業者が協同して適正処理を確認していくことにより、排出事業者は優良認定業者を選定するインセンティブにつながるのではないか。例えば、許可有効期間内の立入検査を強化してもらいたい。
- 公開情報の更新が「1年に1回以上」となっているものであっても、変更がない場合には、更新の必要はないとすべきではないか。
- 複数回優良認定の更新が行われた者等に対する表彰制度の創設をすべき。
- 公開情報の更新要件について、処理業者における更新漏れが散見されることから、更新作業を促すメールを自動送信する等のシステム的な対応が必要ではないか。
- 優良認定制度を金融機関、保険機関等でも使える仕組みとして規格化すべき。また規格を発展させ、我が国から国際規格として提案すべきではないか。

#### ②今後の更なる検討を要する事項

- リサイクル率、ガバナンス、処理技術等の追加的な情報公表項目については、対象となる要件の考え方を精査の上、任意の公表項目として情報提供を促しつつ、将来的には認定要件とすることを検討していくべき。また、必要に応じて、具体的な検討の場を設けるべき。
- 情報更新の頻度については、掲載情報が最新であることが担保される前提で、必要な合理化を図るべき。
- 公表情報の更新については、更新期限前にその旨を連絡する等、更新漏れを防

ぐ仕組みを検討すべき。この情報提供に当たっては、既存のシステムを必要な改善の上で有効活用すべき。

- 処理業者に対する表彰制度については、他の表彰制度との役割分担や、表彰の趣旨を精査の上で、必要に応じて実施を検討すべき。



## 2.4.2 制度のあり方について

### ①本検討会における主な議論

- 優良認定の単位を、都道府県による廃棄物処理業の許可ではなく、法人単位とすべきではないか。
- 優良認定は、将来的には全国単位の認定とすべき。
- 認定要件の強化とともに、優良認定内で区分を設けるべき。
- 認定回数に応じた認定の区分を設けてもいいのではないか。
- 優良認定制度の基準を通常の許可基準とすることで、良貨が悪貨を駆逐する環境を作るべき。
- 優良認定の基準を通常の産業廃棄物処理業の許可要件とする場合、小規模事業者や他業種も兼業している場合に許可の取得が困難となるという問題があり、現実的ではない。
- 優良認定を受けた処理業者が全体の1割にも満たない現状では、認定要件を許可要件として義務付けることは現実的ではない。まずは優良認定を受けた処理業者を増やし、制度の活用を促進していくことが優先されるべきではないか。
- 実際に現在の優良認定の基準を通常の産業廃棄物処理業の許可要件とする場合には、一部の認定要件を緩和する必要があるだろう。例えば、経営の健全性については、基準を設定するのではなく、情報開示のみ義務付けるという対応があり得る。
- 産業廃棄物処理のうち、収集運搬の委託先については、優良認定を取得していることをあまり重視していない。収集運搬と処分を分けて議論すべきである。
- 産業廃棄物処理業のうち、小規模事業者は収集運搬業に多い印象。一方、処分業については一定の規模は有している場合が多く、経営破綻のリスクを担保することが重要であるため、仮に優良認定の基準を通常の産業廃棄物処理業の許可要件とする場合は、処分業について行うことが望ましいのではないか。
- 将来的な方向性として、処分業者に限って優良認定の要件を義務付けることには賛成。しかし、一部の基準は緩和することが必要。例えば、ISO14001 やエコアクション21の取得については、追加費用が発生するため、義務付けの必要性は薄いのではないか。ただし、電子マニフェストの取得については、義務付けで良いと思われる。
- 法律上、許可の有効期間に係る規定にしか根拠のない現状の仕組みを改め、将来的には、優良認定制度を法定化すべきではないか。到達点としては、通常の許可制度と優良認定を含む許可制度と二種類の許可制度ができることではないか。
- 優良認定の要件のうち、特に事業の透明性に関する基準を通常の許可要件に反映させるべきである。その場合は、可否の基準を設けるのではなく、情報公表のみ義務付け、公表できない場合は「非公表」との表示で可とすれば、より現実的

な方法で優良な処理業者の育成が進むのではないか。

## ②今後更なる検討を要する事項

- 認定単位等の制度のあり方については、今後、産業廃棄物処理制度全体の見直しに際して議論を行い、より具体的な検討を進めるべき。
- 将来的な方向性のひとつとして、現行の優良認定の要件の一部を許可要件に反映することについて検討すべき。この検討に当たっては、処分業について行うことを検討すべき。
- 将来的には、優良産廃処理業者認定制度について、法的な位置付けを強化すべき。
- これらの見直しの実施に当たっては、優良産廃処理業者認定制度を、産業廃棄物処理業界全体の振興を牽引する先進的優良企業の育成に向けて積極的に活用すべき。

(8) 優良な循環産業の更なる育成

① 現状と課題

(略)

② 見直しの方向性

優良産廃処理業者認定制度の目的である産業廃棄物の適正処理の積極的な推進のため、優良認定を受けた処理業者が当該要件に適合しない事態に至った場合は、都道府県等による事実確認を通じ、その事実を把握するとともに、その事実を排出事業者、都道府県等間等で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の向上を図る等の検討を行うべきである。加えて、優良認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報（持出先に係る情報を含む。）を含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに財務要件の見直しを行うべきである。特に、情報提供等の内容については、個社の取引情報について留意すべきとの指摘がある一方で、透明性を確保することこそが排出事業者から選ばれるためにも重要であるとの指摘もあり、その内容について、さらに具体的な検討を進めていく必要がある。

また、認定基準の見直し・強化と併せて、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきである。加えて、業種等に応じた排出事業者の情報ニーズにきめ細かく対応し、排出事業者による優良産廃処理業者の優先的な選択を一層推進するため、国、産業廃棄物処理業界、事業者団体等の関係者が連携した自主的な取組として、認定要件を上回る積極的な情報公開を促進するための方策を検討すべきである。

※(注)下線は、本報告書作成に当たって付加したもの。

## 参考資料 2 「規制改革実行計画」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) 抜粋

### II 分野別実施事項

#### 5. 投資等分野

##### (1) 規制改革の観点と重点事項

ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化、②官民データ活用、③IT時代の遠隔診療④IT時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

##### ⑧その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
71	優良認定制度の見直し	「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討する。	平成29年度 検討開始、 <u>平成30年度</u> 結論	環境省